

Center for Research on Startup Finance
Working Paper Series No.022

昭和金融恐慌における銀行整理－加島銀行の事例－

結城武延

2020年4月10日

Center for Research on Startup Finance,
Graduate School of Business Administration, Kobe University
2-1, Rokkodai-cho, Nada-ku, Kobe, 657-8501, JAPAN
http://www.b.kobe-u.ac.jp/~uchida/CRSF/CRSF_toppage.html

昭和金融恐慌における銀行整理－加島銀行の事例－

結城武延¹

1. はじめに

1927年に発生した昭和金融恐慌によって多くの銀行が廃業、統合した。とくに、昭和銀行は、破綻した銀行の債権債務を引き受ける、預金者と取引先を救済する新銀行として、日本銀行(以下、日銀と略す)によって設立された。資本金と総額1億円にのぼる日銀特融を使って債務を返済する一方、破綻銀行を厳しく査定し、破綻銀行の役員に対しては私財提供をも求めた。こうして、金融恐慌によって破綻した銀行の債権の多くは、1942年、日銀特融を全額返済してその任務をほぼ終え、後に安田銀行に吸収合併された²。また、昭和銀行には組み込まれず、自行のみで破綻処理した銀行もあった。その中でも、規模が大きく、日銀特融による融資が顕著に大きかったのが藤田銀行と加島銀行である。藤田銀行の破綻と清算過程に関しては、すでに伊藤(2001)が詳細に分析しており、その実態が明らかとなっている。他方、加島銀行に関しては、昭和金融恐慌から破綻に至る過程は石井(2010)や結城(2018)が明らかにしているものの、破綻後の清算過程についてはほぼ未解明である。藤田銀行は藤田一族が株式をほぼ100%保有する機関銀行であった一方で、広岡家が所有していた加島銀行は、1917年に株式会社に改組した以降、増資によって一般株主も増加した。藤田銀行とは異なり加島銀行では、破綻・清算過程において一般株主との関係にも留意する必要があったのである。したがって、加島銀行の破綻と清算過程の解明は、藤田銀行に類似した一例を追加する以上の意味を持つ。加島銀行の事例を通じて、戦前日本において、会社が破綻する際に社員権(株式会社においては株主権)と債権・債務の整理がどのように行われてきたのかを明らかにすることが本稿の目的である。

それでは、株主権とはどのような権利なのか。株主権は自益権と共益権によって構成される。自益権とは利益配当請求権、残余財産分配請求権、株式買取請求権のことであり、共益権とは議決権、書類・記録閲覧権、株主提案権のことである³。これら株主権は戦前日本の商法においてもいずれも付与されていた⁴。他方、戦前の株主権の主たる特徴として、株主総会中心主義がある。会社機関における最高意思決定機関として株主総会が位置づけられており、決議事項に制限な

¹ 東北大学大学院経済学研究科、E-mail: takenobu.yuki.c1@tohoku.ac.jp

² 山崎(2000)。

³ 田中(2016)、64-8頁。

⁴ 松本(1926)、140-2頁。

どはなかった⁵。つまり、戦前日本において、会社の意思決定における株主の権限は強かったといえる。次に、少数株主保護の点で不備があった。資本の十分の一以上を有する株主に臨時株主総会招集請求権や取締役に対する訴訟権があるものの、その条件は制限されており、また議決権行使や情報開示の点でも当時の欧米諸国に比べて不備があった⁶。また、資本関係に関する制約がなく、それゆえ、特定の企業と銀行が人的に、資本的に強く結びつく機関銀行が生まれる要因となった⁷。さらに、株式取得のために払い込まなければならない金額の四分の一を払い込めば、その株式を取得できる株式分割払込制度があった。残額は追加払込という形で経営者の裁量で⁸その請求をすることができることから、会社が平常運転のときには、株式による資金調達が可能にできるという利点があったが、破綻や清算などに際しては次のような問題が生じた。

それは、破綻・清算過程における追加払込請求・残余財産の分配問題である。解散時に、会社は株主に追加払込の請求を行えるのかどうか、残余財産の分配をどのように規定するのかという問題であり、大審院でもこの問題は幾度も争われた⁹。したがって、円滑に解散・清算を進めるためには、会社は既存株主に対する説得(委任状の送付)や株式買取が必要となった。その他に株主権の特徴から生じる問題として、支配株主による少数株主に対する tunneling (トンネリング)があった。これは、支配株主が所有する他企業に対する厚遇によって、少数株主の利益を吸い上げる行為のことであり、機関銀行がその典型例である。たとえば、本稿の事例である加島銀行についても、広岡家が所有する大同生命保険会社との関係について、両社とも広岡家が支配株主であったため、機関銀行であると疑われ、その疑義を晴らすために大同生命の経営陣は株主総会を通じて積極的に情報開示などを行っていたことが明らかになっている¹⁰。本稿の課題は、こうした問題に直面した加島銀行がどのようにその解決を図ったのかを具体的に検討し、廃業に至った経緯を明らかにすることである。

⁵ 浅木(2003)、60-1頁。

⁶ 宮島・清水(2008)、248-55頁。

⁷ 高橋・森(1968)(1993)。

⁸ ここでの「経営者の裁量」とは株主総会を経なくても構わないということ。

⁹ 浅木(2003)、231-81頁。一例を挙げれば、以下のような判例がある(浅木(2003)、233頁)。「商法第九十二条ニ所謂「会社ニ現存スル財産」トハ会社財産中ヨリ社員ヲシテ出資ヲ為サシムベキ債権ヲ取除キタルモノヲ指称スル文字ナルコトハ商法第一百零二条第二項ノ法文ヲ参照スルモ明白ニシテ毫モ疑ヲ容レズ、而シテ所謂会社財産ハ其動産タルト不動産タルト債権タルト將又其他ノ財産タルト問ハズ会社ガ現ニ有スル総テノ財産ヲ包含スルヤ固ヨリ論ヲ俟タズ、只破産者若クハ無資力者ニ対スルガ如キ債権ニシテ全ク価格ヲ有セザルモノハ之ヲ財産ト称スルコトヲ得ザルニ」(大審院明治三十四年三月十九日判決民録七輯三卷六五頁)。

¹⁰ 結城(2015)。

本稿の分析対象である加島銀行は、1888年、両替商加島屋を母体に「合資会社加島銀行」として設立された。1917年、株式会社として改組した後、1921年に同じく加島屋を母体として設立された加島貯蓄銀行を合併、1924年に岡山県の星島銀行を買収するなど規模を拡大させた。昭和金融恐慌の発生後、最も預金取り付け騒ぎが起こる銀行の一つとなり、多額の日銀特融を受けることとなった。多額の融資を受けるものの、預金減少の回復はままならず経営状況も悪化していたことから、1928年に川崎第百銀行と第一合同銀行へ店舗の一部を譲渡し、1929年には鴻池銀行、野村銀行、山口銀行の3行に分割買収されたことで銀行業務は終えた。その後、債権債務の整理を行うが、残務を抱えたままで1937年に加島銀行は廃業した。この残務整理は、1940年に清算会社として設立した三光株式会社が引き継ぐことになるが、補償法特別融通満了日(1952年5月8日)においても、2343万円(回収不能額5283万円のうち46%)を残し、さらにその後は金融機関再建整備法ならびに企業再建整備法がらみで未完了となった¹¹。

本稿の構成は次の通りである。第2節では、株式会社における公的秩序、すなわち社員権がどのように設定されており、破綻・清算時において、社員権と債権がどのように法的に処理されていたのかを判例を交えて確認する。その上で、昭和金融恐慌において私的秩序がどのように行われたのかを比較の観点から本事例である加島銀行以外の諸銀行の事例を取り上げる。第3節では加島銀行が破綻に至る過程についてその経営状況を明らかにし、さらに、加島銀行における日銀特融の状況を示す。第4節は加島銀行の整理過程における広岡家の対応を明らかにする。第5節では、第4節までに示された広岡家の対応がもつ意味について考察を加える。

2. 銀行破綻における公的秩序と私的秩序

2-1 社員権(株主権)の設定と会社清算における社員権と債権の関係

株式会社における社員権とは、株主権のことであり、先に述べたように、株主権は法人自身の目的を達するために株主に与えられた権利(共益権)と、株主自身の目的を達するために社員に与えられた権利(自益権)で構成される。会社の財産は会社自身の財産であって株主の共有財産ではないことから、株主権は物権ではない。また、自益権だけではなく共益権も株主権に含まれていることから、債権とも異なる性質を持つ。株主は出資によってこうした株主権が与えられ、所有権としての権能を有するようになる¹²。

¹¹ 伊藤(2001)、384-385頁、星(1995)。

¹² 松本(1927)、52-7頁。

清算に際して、株主権の中で利益配当請求権は消滅するが、その他の権能は依然として残っている。また、会社の残余財産は、債務が残っている場合、債権者への返済に充てられ、債務完済ののち、残る財産は株主の出資額に応じて分配される¹³。なお、残余財産が会社の債務を完済するのに不十分であった場合は、清算人が株主に対して未払込金を払い込むよう求めることができる¹⁴と判断されていた¹⁴。

2-2 私的秩序の事例—昭和金融恐慌における諸銀行の休業と整理—¹⁵

昭和金融恐慌は、1927年に発生した。同年3月14日、帝国議会における片岡蔵相による失言によって、翌3月15日に東京渡辺銀行は休業することとなった。一時、金融業界に動揺が生じるものの、この問題は、4月5日には漸次落ち着きとなった。しかし、4月8日に、第六十五銀行が休業したことで神戸において取り付け騒ぎが発生し、4月18日には台湾銀行及び近江銀行が臨時休業し、さらに、4月21日に十五銀行が休業するに至って、阪神地方を中心として全国各地で預金取り付け騒ぎが起こり、金融業界は大打撃を受けた。市中銀行が支払準備に奔走する中で、4月22-23日にかけて、支払猶予令が發布されて、4月25日には金融界は沈静化することとなった。これが昭和金融恐慌の経緯であるが、その顛末は、44行への日銀特融、休業銀行11行の受け皿としての昭和銀行設立、全国で多数の銀行が休業・破綻・整理という結果となり、金融業界に大きな影響を与えた。

戦間期の銀行は都市や地域、規模の大きさといった相違による重層的階層構造を有しており、その中でも都市中位銀行が1920年代の恐慌で大打撃を受けていた¹⁶。都市中位銀行は、預貸

¹³ 松本(1927)、425-7;432頁。浅木(2003)、237-8頁。「商法第九十五上ニ所謂清算人ハ会社ノ債務ヲ弁済シタル後ニ非ザレバ会社ノ財産ヲ社員ニ分配スルヲ得ズトハ会社ハ其負担スル債務ヲ悉皆償却シタル後ニアラザレバ其財産ヲ分配スルヲ得ズトノ意ニシテ抗告人所論ノ如ク相当ノ金額ヲ準備シ置クトキハ負債弁償前ニ在テモ財産ヲ分配スルヲ得トノ律意ニアラズ、何トナレバ本条ハ債権者ヲ保護スル爲メ設ケタル規定ナルニ抗告論旨ノ如ク清算人ニ斯ル臨機ノ取扱ヲ為ス権限アルモノトストキハ決シテ債権者ヲ完全ニ保護スルコトヲ得ザレバナリ」(大審院明治三五年六月二五日判決民録八輯六卷一三六頁)。

¹⁴ 浅木(2003)、249頁。「尤モ清算人ガ株主ニ対シ弁済期ニ一拘ハラズ株金ノ払込ヲ為サシムルニハ同第九二条ニ依リ会社ニ現存スル財産ガ其債務ヲ完済スルニ不足ナルコトヲ証明セザル可ラザルハ勿論ナリト雖モ本件ノ如ク被上告会社ガ其解散前ニ於テ既ニ株主ニ対シ株金ノ払込ヲ適法ニ催告シタル以上ハ株主タル上告人ハ被上告会社ニ対シテ其義務ヲ履行スベキ地位ニ在ルモノナルガ故ニ其後被上告会社ガ解散ニ因リ清算ノ時期ニ移ルモ之ガ爲メ上告人ノ地位ニ変動ヲ来タスベキモノニアラズ」(大審院明治三七年五月二日判決民録八輯一〇卷五九四頁)。

¹⁵ 昭和金融恐慌における記述及び先行研究の整理は結城(2018)にもとづく。

¹⁶ 伊牟田(2002)。

率(貸付金／預金)と預借率(借入金／預金)が高く、しかも取引相手が固定化されていること、また、預証率(有価証券投資／預金)が低く収益性が良くないこと、さらに機関銀行¹⁷であることなどの特徴を有しており、それらの特徴が大きな影響を受けた主因であったとされている。

金融史における昭和金融恐慌の評価は、非効率的な経営を行っていた機関銀行が、昭和金融恐慌によって整理、淘汰されたことで金融システムの効率化が実現されたというのが通説となった¹⁸。こうした通説は、休業銀行と普通銀行のバランスシートを比較することで、休業確率は自己資本、預金比率、ROE と負の関係にある、すなわち、昭和金融恐慌は金融システムの効率化させたことが計量的に示された¹⁹。他方、預金の変化率と預貸率・準備率は正の相関関係にあることから、流動性不足による(自己実現的な)預金取付けの可能性も示された²⁰。さらに、機関銀行の淘汰は都市部に限定されていることも指摘されている²¹。この結果は、都市部大規模銀行の中には収益性に関係ない流動性不足による自己実現的な預金取付けの可能性があったことを示唆している。

以上にみられる先行研究において明らかにされてきた銀行の破綻の主たる要因は、(1) 杜撰、放漫な貸出・経営状態、(2) 経営陣による銀行の私物化、(3) 機関銀行による貸付の固定化、(4) 大口貸出の割合が高い、(5) リスクの高い有価証券への投資、(6) 不動産への過剰投資、(7) 地方中小銀行の急拡張と競争激化、(8) 流動性の危機に要約できよう。

日本銀行は、こうした昭和金融恐慌の状況を鑑みて、以下のような対応策を講じた。3月の金融界動揺に対して自立の見込みがある銀行へ特別融通を実施した。さらに、4月の金融恐慌において、まず台湾銀行に対して特別融通に際して生じる日本銀行の損失を政府が2億円を限度に補償する特別融通が提案された。しかし、枢密院の反対もあり、台湾銀行救済緊急勅令案は否決され、若槻礼次郎内閣は総辞職、台湾銀行は、台湾島内の本支店を除く内地及び海外の全支店を休業した。台湾銀行の休業した同日に近江銀行も休業し、これを契機として預金取付けが激しくなった結果、関西・中国地方では休業銀行が続出することとなった。さらに、十五銀行が休業すると、取り付け騒ぎは全国的に拡大した。こうした事態に対して、金融界動揺の波及阻止を目的として、日本銀行は流動性の危機にあった銀行に対して特別融通を実施した²²。

¹⁷ 特定の事業会社や個人の資金調達を目的に預金を集める銀行のことである。

¹⁸ 高橋・森垣(1968)(1993)。

¹⁹ Yabushita, Inoue(1993)、Okazaki, Sawada, Yokoyama(2005)。

²⁰ 是永・長瀬・寺西(2001)。

²¹ 横山(2005)。

²² 永廣(2000)、119-21頁。

昭和金融恐慌に大打撃を受けた金融界や財界からの要望もあり、1927年5月8日、日本銀行特別融通及損失補償法が衆議院本会議で可決成立し、翌9日に公布、施行された。本法は(1)手形割引の方法で日本銀行が銀行に対して融資を行う、(2)融通の期限は1年とする、(3)手形の償還期限は25年を上限とする、(4)特別融通で受けた日本銀行の損失は最大5億円まで政府が補償する、(5)日本銀行が受けた損失とその額は財務大臣が決定する、というものであった。表1は補償法特別融通が適用された銀行と融通額を示しているが、その総額は7億6192万円に達し、加島銀行の補償法融通額は、十五銀行、昭和銀行に次ぐ9732万円に上った²³。

流動性の危機に陥った銀行は、こうした日本銀行の特別融通によって資金援助を受けることになったが、そのさなかで、休業、整理となった銀行の多くでは預金の切り捨てが行われた。また、政府と日本銀行は、単独整理も有力銀行との合併整理も不可能であった休業銀行を合併吸収させて債権債務を整理する目的で、1927年10月、シンジゲート銀行(興銀、第一、三井、三菱、安田、川崎第百、豊国、三十四、住友、鴻池、山口、加島、野村、藤田、名古屋、愛知、明治)等の共同出資によって、新銀行の昭和銀行を設立させた。こうした休業銀行に対する補償法特別融通の実施に際して、政府及び日本銀行は積立金の取り崩し、減資減配、重役の私財提供、未払込株金の徴収、預金の一部切り捨て等による欠損補填を行うなど、徹底した整理の断行を休業銀行に要求した²⁴。

昭和金融恐慌によって休業を余儀なくされた銀行は、1929年時点で、単独整理13行、他行または昭和銀行へ吸収合併9行、解散または破産宣告4行、休業中5行、であった。破綻・清算過程において、それぞれの状況について、事例をいくつか取り上げよう。単独整理の場合、十五銀行は、欠損1億8566万円に対して、積立金取り崩し3335万円、減資8000万円、重役私財提供450万円で預金切り捨ては行われなかった。第六十五銀行は、欠損484万円に対して、積立金取り崩し199万円、減資285万円、重役私財提供と預金切り捨ては行われなかった²⁵。他行への合併の場合、左右田銀行は、欠損1612万円に対して、積立金取り崩し7万円、減資250万円、重役私財提供387万円、預金切り捨て569万円で、横浜興信銀行と合併した。西江原銀行は、欠損128万円に対して、積立金取り崩し12万円、減資46万円、重役私財提供14万円、預金切り捨て45万円、未払込株金徴収6万円で、第一合同銀行と合併した。昭和銀行への吸

²³ 永廣(2000)、122-5頁。

²⁴ 永廣(2000)、125-7頁。

²⁵ その他の事例として、鞍手銀行や東葛銀行の破綻処理状況がわかっているが、これらの銀行は預金の一部切り捨てを行っていた。

収の場合、近江銀行は、欠損 4065 万円に対して、積立金取り崩し 45 万円、減資 972 万円、重役私財提供(重役提供資金と株主預金を含む)646 万円、預金切り捨て 1688 万円であった。村井銀行は、欠損 4110 万円に対して、積立金取り崩し 325 万円、減資 512 万円、重役私財提供 267 万円、預金切り捨て 1504 万円であった。破産宣告の場合、東京渡辺銀行は、欠損 4491 万円に対して、積立金取り崩し 142 万円、減資 200 万円、重役私財提供 260 万円、預金切り捨て 3365 万円で、補償法特別融通も行われなかった²⁶。

以上の事例からもわかるように、多くの休業銀行において、債権である預金切り捨てが行われ、株主も減資減配といった形で損失を蒙り、重役は欠損に対して私財提供をもって補填する場面があった。

2-3 加島銀行との比較事例—藤田銀行の場合—²⁷

先に述べたように昭和金融恐慌発生時に最も取り付けが発生した銀行が加島銀行と藤田銀行であり、なおかつ昭和銀行に吸収されずに、この 2 行は個別に破綻・清算されていった。また、加島銀行は広岡家、藤田銀行は藤田家が支配株主であったが、加島銀行は増資の際に一般株主を受け入れた一方で、藤田銀行はほぼ 100%藤田家が所有したままであった。本項では、藤田銀行の破綻と清算過程を取り上げ、後述する加島銀行の清算過程との相違点を比較検討する事例としたい。

1917 年 9 月、藤田組によって藤田銀行は設立された。藤田組が金融機関として依存していた北浜銀行が 1914 年に破綻したこと、第一次大戦初期の金融逼迫で資金調達が困難となったこと、そして事業発展のための金融操作、これらが銀行設立の契機となった。また、第一次世界大戦好況期における藤田家による安易な事業拡張と藤田一族の私的出費の両者の抑制を図ることが設立の背景であった。藤田銀行の新設によって、藤田家は、藤田組を持株会社とし藤田鉱業をはじめとした傘下企業を統括する組織再編を行った。この組織再編と前後して、矢継ぎ早な投資、買収、新会社の設立が行われ、藤田家の経営は多角化が進んだのである²⁸。

こうした組織再編は藤田組による出資によって行われており、この時点では藤田銀行が機関銀行として機能していなかった。しかし、1920 年の戦後恐慌頃から藤田鉱業は多額の借入金を増額し、藤田銀行がその返済の肩代わりを行い、また、藤田家による新規事業の融資も藤田銀行が行

²⁶ 永廣(2000)、127-30 頁。

²⁷ 本項の記述は伊藤(2001)にもとづく。

²⁸ 伊藤(2001)、385-9 頁。

うなど、機関銀行としての役割を担うようになった。藤田鉱業の損益が赤字に転落し、新事業の失敗も重なった結果、藤田銀行がそうした債権の肩代わりをすることで、同行の経営を圧迫するようになったのである。さらに、藤田一族による別荘の購入や華族との交際費、書画骨董の購入費の出費も藤田銀行からの融資で賄われ、藤田銀行の財務状況は悪化していった²⁹。

財務状況の悪化を打開するため、支店や出張所の拡張、中小銀行の買収そして高利資金の導入等によって運用資金の拡大を図ったが、不良債権は依然として残存した。このさなか、昭和金融恐慌に際して巨額の預金引き出しを受けて、経営危機に陥った。こうした1920年代における藤田銀行の一連の動きについて、日本銀行は、預金は高率で同業者預金の比率が高く、貸出の主要部分は藤田組関連事業会社に固定され、放漫経営の結果、多額の欠損が生じたという認識であった。藤田銀行の預金流出額は預金総額の半分近くに達し、これに対して、日本銀行は、本店と大阪支店において、成規担保融通、成規外融通、震災手形特別融通などのあらゆる手段で同行の救済を行い、その額は7,000万円近くに及んだ。この救済措置にも関わらず、預金流出と欠損が改善されることはなかった。こうした状況を鑑みて、1927年末には補償法特別融通を受け入れ、日本銀行の援助の下に藤田銀行は整理案を策定し、清算状態に入った。それは、(1)払込資本金全額取り崩し、(2)本支店の預金、優良債権の他行引き渡し、藤田銀行、藤田一族、藤田組、藤田鉱業が所有する一切の資産の提供と、それを担保とした日銀融通というものであった。この整理案によって不良債権の回収及び欠損の補填を図ったのである³⁰。

1928年3月、補償法特別融通の適用によって、藤田家の私財及び関連事業会社はすべて日本銀行の監督下に置かれることになった。厳重な監督下において、事業会社の経営活動は消極的にならざるを得なくなり、1人の社員、1台の機械を入れるにも日本銀行の許可が必要となった。徹底した経費削減を行ったものの借入返済は長期間を要した。清算過程で藤田銀行の債権は藤田関係のみとなったが、1935年には、大蔵省が実地検査を行い、元利返済が遅滞していることを問題視し、藤田一族の家計費のさらなる削減と藤田銀行の銀行業務を廃止し整理機関として業務を専念するよう勧告した。1939年、藤田組は、鮎川義介と藤田政輔を受けて返済計画を進めようとしたさなか、藤田組社長藤田平太郎が逝去して、藤田家内で遺産相続をめぐる紛争が発生、この返済計画は頓挫することになった。結局、1942年、戦時鉱物増産を求める商工省の意向もあって、(1)補償法特融の元金全額は日本興業銀行に借り換える、(2)開発や税金等にかかる諸費

²⁹ 伊藤(2001)、389-96頁。

³⁰ 伊藤(2001)、396-403頁。

用のうち半額を、鉱発・東北鉱業両社が藤田組増資株を引き受ける形で負担する、(3)不足分は両社による融資で賄う、という調停案が成立した。こうして補償法特融の元金は完済したが、延滞利息の債務の処理は戦後まで長引くこととなった。以上が、藤田銀行の整理過程の顛末である³¹。

本章の分析対象である広岡家は、近世期に大名貸として成長し、明治期以降も事業の拡張は、加島銀行(1888年設立)、加島貯蓄銀行(1895年設立)、大同生命保険(1902年設立)、加島信託(1926年設立)と、あくまで金融業一本であった。また、藤田銀行やその他休業銀行でよくみられた一族が所有する関連事業への固定貸しといった機関銀行としての機能は有しておらず、昭和金融恐慌が発生するまで資本構成や収益性が特段悪いわけでもなかった。たしかに拡張期の1920年代前半に経営陣の個人的な人間関係からハイリスクな融資を行ってしまうなどの経営問題もあった³²。しかし、加島銀行の財務・資産状況を鑑みれば昭和金融恐慌による多額の預金が流出したが、融資によって流動性の危機を回避することで経営が健全化すると日本銀行は認識していた³³。こうした認識にも関わらず経営は改善せず、1928年3月、東京市内の三支店(三の輪、四谷、青山)、岡山市内全支店、広島山口方面の三支店(広島、福山、徳山)の債権債務は川崎第百銀行に、また岡山県郡部の四支店の債権債務は第一合同銀行に譲渡することとなり、さらに、1929年5月には、鴻池銀行、野村銀行、山口銀行の3行に分割買収され、1937年に廃業した。

3. 加島銀行の破綻と日銀特融

まず、営業報告書のデータから金融恐慌前の1926年から廃業に至る1934年までの加島銀行の経営状況を概観しよう。貸借対照表(表2)について、昭和金融恐慌前後(1926年下期、1927年下期、1928年下期の比較)で、貸付金が1億422万円から、9778万円、7691万円へ、手形が2407万円から、1762万円、986万円へと減少する一方で、有価証券は4447万円から、3071万円へ減少した後、5111万円へと増加した³⁴。また、準備金・積立金は620万円から662万円と増加した後、26万円へと激減する一方で、借入金ゼロから、977万円から6038万円へと増加した。また、動産・不動産の資産に占める割合は2-3%前後を推移していた。金融恐慌発生直後から、貸付金や手形、借入金に大きな変化があったことがわかる。整理期間に入る1929年以降に

³¹ 伊藤(2001)、403-409頁。

³² 小川(2010)。

³³ 『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料)。

³⁴ 有価証券の内訳について、株式や社債は日本銀行、日本興業銀行、日本郵船や鉄道会社といった相対的にリスクの低い銘柄であり、国債や東京・大阪市債といった安全資産も多く保有していた(結城(2018)、267-8頁)。

ついて、総資産は 7943 万円(1929 年上期)から 6675 万円(1934 年下期)へと減少し、資産では貸付金が 6273 万円(1929 年上期)から 5371 万円(1934 年下期)へと減少した。負債・純資産では、借入金が 5756 万円(1929 年上期)から 4879 万円(1934 年下期)へと減少、預金が 300 万円(1929 年上期)から 161 万円(1934 年下期)へと減少した。借入金の返済があまり進んでいない状況がうかがえる。

次に、損益計算書(表 3)について、恐慌前は収入の 50%前後が割引料で、利息が 15%弱、有価証券益が 15-6%程度であった。恐慌後は利息が 45%程度、有価証券益が 25%程度、割引料が 7.6%へと大きく変化した。ただし、この変化は店舗を整理する 1928 年以降であって、1927 年の段階では収入の内訳に大きな変化はない。金額的には、有価証券益はほぼ変わらないが、利息は 108 万円から 242 万円へと倍増、割引料は 420 万円から 40 万円へと十分の一以上に激減した。一方、費用について、1928 年上期の店舗整理に合わせて、滞貸金銷却や有価証券・不動産価額銷却などが計上されている。当期利益は金融恐慌発生後の 1927 年上期、下期にそれぞれ 217 万円、218 万円が計上されている。上期については有価証券と不動産の売却益が 97 万円ほどあり、下期は上期の利益処分において配当金を減額して繰越金を増加させていたことが、黒字の大きな要因となっている。1928 年になると収入面における割引料の激減と不良債権・資産の処理によって、上期には 2398 万円もの赤字を出し、下期も 16 万円ほどに当期利益は大幅にしている。1929 年以降について、収入面は貸付金が 60-70%近くを占めるが金額は徐々に減少し、191 万円(1929 年上期)から 25 万円(1934 年下期)となった。費用では、1931 年上期から「貸付金銷却」が現れ、每期計上されることとなった(費用の 30%前後を占める)。収入の低下と費用の増加(不良債権の増加)の結果、損失金が每期計上されていき、1929 年上期に 23 万円だった損失金が 1934 年下期には 245 万円にまで膨れ上がったのである。

こうした金融恐慌前後の大きな変化は、恐慌の第二波発生直後から預金が多額に流出し、その補填のために日銀特融を受けた結果、借入金が蓄積し、その弁済のため評価の高い有価証券や手形を大量に手放すこととなったことが背景にあった³⁵。昭和金融恐慌の発生後、4 月 21 日時点で、加島銀行は、神戸と岡山方面の同業者預金の全額引き出しをはじめとして 5600 万円という最も多額の預金が引き出された³⁶。また、恐慌が沈静化した 5 月 14 日の段階でも、1579 万円程度

³⁵ 石井(2010)は多額の預金流出の前提として、加島銀行が急拡大する 1920 年代に、経営陣の資産運用面で問題があったことを指摘している。

³⁶ 「阪神地方金融界動揺顛末 日本銀行(大阪支店)昭和 2 年 5 月 2 日、(『日本金融資料 昭和編 第二十五巻』)。

の預金残高が減少したのである³⁷。

このように台湾銀行及び近江銀行が臨時休業したことで阪神地方を中心として発生した金融恐慌では、加島銀行は多額の預金流出したことから、4月18日時点で早々に日銀からの融資が行われている。

史料1 『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料) 日本銀行金融研究所所蔵

昭和二年四月十八日

総裁 審査部主事

副総裁

理事

大阪支店長宛電報案(至急親展)

電信見タ加島銀行ニ対シ有価証券担保ニテ五百万円迄、綿花会社単名手形担保ニテ百六十万円迄特別融通ノ件承認ス 総裁

昭和二年四月十八日午後八時十五分発信済

4月18日より、有価証券を担保に500万円、綿花会社の手形を担保に160万円の特別融通が承認され、4月25日時点で、4803万円(大阪)、44万円(京都)、20万円(岡山)、570万円(東京)、3,090万円(成規融通)の特別融通があった³⁸。その後も日銀特融は継続し、承認額は7月25日時点で8456万円にまで及んだ(表4)。担保として手形が一番多く、次いで有価証券であった³⁹。また、貸出利子は日歩1銭6~9厘程度と低利であり⁴⁰、以下の史料2、3にみられるように、加島銀行の特別融通においては、各種取引の最低歩合、見返担保品の最低利子歩合を適用されていた。

³⁷ 第一波において加島銀行は預金引き出されることはなく、むしろ増加している(是永・長瀬・寺西(2001)、326頁)。

³⁸ 「大阪支店長宛電報譯文(昭和二年四月二十五日午前十時四十分発信)」、『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料)、日本銀行金融研究所所蔵。

³⁹ 加島銀行の担保は藤田銀行のそれよりも日本銀行から良好であると認識されており、概ね有価証券は7-9掛け、手形は6-8掛けで評価された(『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料) 日本銀行金融研究所所蔵)。

⁴⁰ 大阪府の貸出平均金利は、当座貸越が2銭6厘、手形貸付が2銭6厘、証書貸付が9銭8厘であった(1927年6月、高・低の単純平均:「歴史統計 都道府県別貸出金利」(日本銀行金融研究所、<https://www.imes.boj.or.jp/hstat/data/prefecture/index.html>)、閲覧日2018年5月23日)。

史料 2 『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料) 日本銀行金融研究所所蔵

昭和二年七月十八日

総裁 審査部主事

副総裁

理事

承認案

大阪支店

七月十六日附大當第一八一號申請ノ内、加島銀行及藤田銀行ニ対スル貸出ニハ当分ノ間各種取引種類ノ最低歩合ヲ適用スルノ件承認ス 総裁

史料 3 『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料) 日本銀行金融研究所所蔵

昭和二年八月十六日

総裁 審査部主事

副総裁 営業局長

理事

大阪支店長宛承認案

大阪支店

八月十五日電信申請加島銀行及藤田銀行ニ対シ当分ノ間今春ノ財界動揺以来実行シタル成規外担保融通ノ継続ト見ルヘキ貸出ニ見返品担保ノ最低割引歩合ヲ適用スルノ件承認ス 総裁

さらに、補償法特別融通については、融通期限の 1928 年 5 月 8 日時点で、融通額は十五銀行(1 億 7,700 万円)、昭和銀行(1 億 193 万円)に次いで多く、9732 万円に及んだ⁴¹。

多額の日銀特融の返済のため、借り入れの担保品とした加島銀行が所有する手形や有価証券の処分が行われたが、それだけではなく、1928 年 6 月 18 日の時点で、広岡家が代々保有していた書画骨董の多くも売却されているのである。

⁴¹ 永廣(2000)、124 頁。

史料 4 [売却品明細覚]大同 A6-119⁴²

昭和三年六月十八日、広岡家ノ寶其他道具入札払ノ締結ヲ頼ラレ、総売上高八拾萬余園ニ及ヒ好成績ナリトノ評ナリ。

[中略:引用者]

明治初年、明治十年、明治十一年、三回ニ分テ売却セラレタ残品ニシテ尚今回七百餘点アリシ[後略:引用者]

広岡家旧蔵の宝物・道具類を入札し、売上高 81 万円余となり、好成績であり、広岡家では、明治初年、明治 10 年、同 11 年の 3 回にわたって道具類を売却したが、700 点余りが残っていた。この内、道具 235 点、軸物 31 点、合計 266 点は売却され⁴³、手数料などが差し引きされた 803,491 円が日本銀行へと渡されたのである⁴⁴。このように、広岡家が日銀特融を受けた直後から多額の私財を提供したのはなぜだろうか。

4. 加島銀行の破綻・清算過程における広岡家の対応

広岡家が日銀特融の返済及び加島銀行の整理過程において最も重視したのは、預金の全額保障と日銀への対応であったことが以下の史料よりうかがえる。

史料 5 寺田栄一郎日記 1929 年 4 月 27 日(土)⁴⁵

[前略:引用者]

[加島銀行の一引用者注釈]総会は十時から開会。頭取[広岡恵三ー引用者注釈]から営業譲渡の已むなき事情と今後の整理は補償法の許す八年後に完了出来ざる時は更に長くかゝること、その間配当は出来ざること、債権の回収は信用のものは之れを急にやると相手が潰れる場合もあり不動産担保のものは之れが処分に相当の苦心を要するものになること、特融利率が預

⁴² 「大同 A6-119」は『大同生命文書』の史料目録にもとづく。『大同生命文書』の史料内容については、廣岡家研究会(2017)を参照。

⁴³ 「昭和三年六月十八日売立時競売当家出品」大同 A6-136。

⁴⁴ 「書画骨董売却総額内訳表」大同 A6-129。

⁴⁵ 本史料は大同生命保険会社提供による。寺田英一郎(1894～1974)は 1916 年に大阪市立大阪高等商業学校(現大阪市立大学)卒業後、加島銀行入行のち船場支店長など支店長を歴任し、1929 年 10 月に大同生命保険入社(財務部課長待遇)し、1949 年 11 月に同社停年退職した(財務部長)。『寺田英一郎日記』は 1928 年 4 月から 1938 年 12 月まで存在しており、息子の寺田信氏により発刊、大同生命へ寄託されている。

金平均歩合迄負ければ五十六万九千円の利鞘が生れ前期利益十六万三千円に加へ年一割五分位の高率の利益がみられるが預金の切捨てを行はないから利下げが出来ざりしことなどの説明があつて、これに対し会社屋らしいものが一人賛成の意見を述べたのに、滋賀県から来たと云ふ一株主が不良貸の責任は広岡にあり、加島屋の暖簾を信じて株を持ったものに対しプレミアムは兎も角額面は払戻をなすべきであるとの意見が出たが、例の片山喜三郎氏が出て賛成演説をなし原案可決せられた。丁度十一時半、頭取は加島屋の責任は感ずるも特融に対し自己の全部を捧げてゐること、株主に対してなすべきことをなす前に日銀に対してなすべきことがあることを述べ、整理案発表と共に営業継続を声明して一年の今日、廃業の決議を求めることに就いては陳謝すると述べられた。〔後略：引用者〕

本史料は加島銀行の従業員であつた寺田栄一郎(当時神戸支店長)の日記であり、廃業決定時の株主総会の様子を記している。総会において、社長の広岡恵三は、加島銀行の整理過程において、まず預金の切り捨ては行わないことを強調し、さらに、日銀特融に対しては「自己の全部を捧げてゐること、株主に対してなすべきことをなす前に日銀に対してなすべきことがある」と述べており、債権者である預金者と日銀を重視していることがわかる⁴⁶。

他に加島銀行の整理過程において懸念される点は、広岡家が運営している他の事業に、加島銀行の影響があるか否かである。加島銀行と大同生命保険双方から、この懸念に対する表明が新聞の談話にて行われた。

史料 6 「大同生命保険 常務取締役平沢真談」(「[加島銀行・大同生命の経営を保証する声明 1928年3月26日]」大同 C1-6)

当社[大同生命保険—引用者注釈]が同行[加島銀行—引用者注釈]と共に廣岡一家の経営に関する関係上当社の業務に対しても或は疑念を挿む向なきを保し難く候得共、其経営に付ては平素より劃然たる區別をなし不鮮明なる情實關係を嚴重に排し居候間、資産運用上にも何等特殊の關係無之従来当社所有の同行株式の如きも僅に新舊三千四百株に過ぎざるやうの次第に御座候

⁴⁶ 井上準之助日銀総裁も加島銀行の預金保証される旨を新聞の談話にて述べている(1928年3月、「[加島銀行・大同生命の経営を保証する声明]」大同 C1-6)。

史料 7 「預金者を考慮して営業譲渡を決意した大同生命に主力を集中する 加島銀行常務松井万緑氏談」(『大阪時事新報』1929年4月3日)

昨年三月に第一回の整理を発表してから幸に漸次業績を挙げ来って前期決算でも十六万三千余円の利益金を見た程であった。そして今後 当行の利益を増加して行くに積極消極の二つの方法があろうと考えられる。

即ち前者は預金を増加して営業収益を増して行く途であり、後者は特別融通補償法による日銀よりの借入金の担保となっている貸金の回収を計って其の借入金を返済し支払利息の減少を計って行く途であるが、[中略:引用者]当行の如き整理後間もない銀行が預金の増加を計り営業を急速に進展せしめて営業収益の増加を計る積極方法は実に至難の業である。又、消極方法について考えるに財界の現状は益々悪化し殊に前途に金解禁等の難問題が幾多横っている際、如何に最善の努力を払っても、貸金の回収を急速に計ることは不可能事である。[中略:引用者]

斯くて当行が営業を廃止し整理を実行することになったが、之れは同系統の加島信託、大同生命の営業には関係のないものと考えられたい。[中略:引用者]今後は広岡系の事業として大同生命に全力を注いで同系の財界に於ける地位挽回に努力することとなるであろう。

大同生命保険の常務取締役平沢眞は、大同生命と加島銀行の経営について「平素より劃然たる區別をなし不鮮明なる情實關係を嚴重に排し」ており、資産運用上も関係がないと述べた。加島銀行常務松井万緑は、加島銀行が廃業しても、広岡家の他事業である加島信託や大同生命の営業には影響がないと述べ、さらに、今後の広岡家の方針として、「大同生命に全力を注いで同系の財界に於ける地位挽回に努力」するとした。

また、広岡家が展開する一連の金融業について、それぞれが特別な関係ではないことは行内の訓示においても強調されている。次の史料は 1928 年に店舗の一部が川崎第百銀行と第一合同銀行に譲渡されるに際して、広岡恵三が本社の幹部社員に対して述べた訓示の抜粋である。前段において、店舗の譲渡理由を述べた後、以下のことを主張する。

史料 8 今回加島銀行の発表したる件に就き広岡社長の本社幹部社員に対する訓示(「加島銀行整理関係書類」大同 D3-1)

[前略:引用者]

殊に広岡としては独り銀行の仕事のみではなく、大同生命と云ひ加島信託と申し何れも公共的

の性質を帯び信義を主とする事業を経営して居るのでありますから、之等のことも考へて是非そこ迄断行を要するとしてやつた訳でありますから、どうぞ諸君も此の意を了せられて部下並に關係方面へ広岡の微意のある所を可然敷衍傳達して貰ひたいのであります。若し夫れ加島銀行と大同生命若くは加島信託との關係に付ては、大同生命は加島銀行の株は新旧各僅かに三千余株を持つて居るにすぎず、之れとても今回広岡より補填する訳であるから欠損とはなりません。又、預金關係に付ては元より主たる取引銀行であるから相当の金額を預入れてをるが、乍併預金に対しては前述の如く日本銀行に於て經營の保証がある訳でありますから之亦何等の心配を要しない訳であります。其他大同生命の資産運用上加島銀行に些の關係なきことを茲に明言して置きます。又、信託会社との間に於ても、同社は、加島銀行の株は一株も持つて居らず其他は大同生命と同様であるから此点に付ては特に記憶せられて万一疑惑に接した場合には十分の弁明をして貰ひたいと思ひます。之を要するに、加島は、規模は小さくなつたが全く純清堅実のものとなつたのである。寧ろ、率先して時勢に順応した解決をしたと信ずるものである。従つて、一時は或は縮少のために同系の各事業に多少の影響ありとしても遠からずして加島の先見其内容の堅実が周知せられて旧に倍して同系各事業に寄興する所多かるべきを信じるのであります(昭和三、三、二四)

加島銀行と大同生命の關係については「大同生命の資産運用上加島銀行に些の關係なきことを茲に明言して置きます。」とし、さらに加島銀行と加島信託の關係についても「同社は、加島銀行の株は一株も持つて居らず其他は大同生命と同様であり、したがって、幹部社員においては「此点に付ては特に記憶せられて万一疑惑に接した場合には十分の弁明をして貰ひたい」と強調している。

以上にみられるように、組織内外において広岡家が所有する各会社はそれぞれ特別な關係はなく、加島銀行の処理を行うことで、他の事業に影響を与えることはないことを再三再四述べているのである。それにくわえて、この店舗の一部譲渡による減資について、広岡家が負担し、一般株主に被害が被らないように処理をしていることが以下の史料から伺える。

史料 9 「広岡合名会社社員會議決議録」大同D2-2

株式会社加島銀行ノ經營萬端ヲ吾々一家ニ一任セラルル所以ハ、主トシテ吾々一家カ組織セル當社カ、同行ノ大株主ナルカタメナリ。今回、同行カ、減資ヲ行フノ已ムナキニ至リタルル事時勢ニ因ル次第トハ申ナガラ、是ガ損失ヲ全幅ノ信賴ヲ以テ吾々一家ニ其經營ヲ委ネラルル

一般株主ニ及ボスコトハ、徳義上出来難キコトナルノミナラズ、仮リニ一般株主ニ損失ヲ及ボスコトハ、法規上當然ノ帰結ニシテ道義上顧慮スルノ價値ナシトスルモ、總會ニ於ケル紛擾延テハ預金者ニ不安ヲ興ヘ、財界ニ動揺ヲ惹起スルコトナランカ當家ノ吾國財界ニ對スル責任輕シトセス。故ニ株式会社加島銀行ノ減資カ、株式併合ノ方法ニヨルモ、將又株式消却ノ方法ニヨルモ、當社ハ進ンデ其損失ヲ負擔スルコトトシ、當社所有ノ加島銀行株式ヲ無償ニテ提供スベキ責務アリト認め、本日社員會議開催左記ヲ決議シタリ。

(一) 株式併合ノ場合

減資ノ結果半減(二株ヲ併合シテ一株ニ)ノ場合五拾圓全額払込済ノ株式並ニ拾貳圓五拾錢払込済株式ノ各減少セラレタル株主各位ニ對シテハ、減資後発行スル廣岡一家所有ノ株式ヲ以テ、其減少セラレタル同数ノ株式ヲ無償ニテ譲渡スルコト。

(二) 株式消却ノ場合

資本減少額老千五百拾萬圓ニ相當スル株式ハ、廣岡一家所有ノ株式ヲ、株式会社加島銀行ニ對シ無償ニテ提供スルコト。

昭和參年參月貳拾四日

大阪市西区土佐堀通壹丁目壹番地

廣岡合名會社

代表社員 廣岡惠三

社員 廣岡久右衛門

社員 廣岡松三郎

この史料は廣岡家が一族の財産管理と資産運用のために設立した廣岡合名会社の社員會議決議録である。1928年3月24日の本決議では、加島銀行の減資に際して、一般株主に対して減資後発行する廣岡一家所有の株式を無償譲渡して補填するとしている。また、廣岡家が加島銀行を任されているのは大株主であるからであり、一般株主に損失が及び株主總會が紛糾することは、預金者に不安を与え財界を動揺させてしまうので、廣岡家はそれに対して責任を取らなければならないとしている。

こうした一般株主に対する配慮は、廃業の決定に際して、委任状を集める場面でも見受けられる。表5は、株主總會で廃業の決定を行うために、一般株主の住所へ行き、直接意見を伺い、委任状を集めるか株式を買い取るかを交渉した過程を描いた史料を集計したものである。訪問内容の

具体例を数点挙げれば以下のようになる。

史料 10 [委任状集メニ際シ先方ヨリ質問要旨]大同 C7-5

足立源太郎 空瓶商 委任状徴集セリ

- 一、整理ハドノ位ニ進捗シテ居ルノデスカ
- 一、現在株価旧一、～、新二、～ノ御通知ヲ度々戴イテ居リマスガ払込金ノ半額位ニ買ツテ戴ケナイデシウカ
- 一、目下何人位整理ニ当ツテ居ラレルノデスカ

鳥井清吉 新ダイヤ商 委任状徴集セリ

- 一、三光ト云フ名称ハドウ云フ処ヨリ出タノデスカ、加島銀行ガ稱號ヲ変ヘラレルノdealカラ何カ之レニ因ンタ名称ヲオ附ケニナッタ方ガ外部ニ対シワカリ良イト思ワレマスガ、
- 一、整理ハドノ程度ニ進ンテ居リマスカ、回収ハ余程出来良ク行キマスカ
- 一、株ハ最後マデ持ツテ居レバ多分ニ配当が付クト思ツテ居リマスガドンナモノデシウカ、株ノ募集ノ際ニハ支店長サン当リカラ随分勸メラレタモノデス、一応考ヘテ見テ若シ売却スル節ニハ宜敷御世話願ヒマス

このように、整理の進捗状況や、株式の売買、配当の有無に関して一般株主が強い関心を寄せていることがわかる。史料で確認されたのは 4 回の訪問で、関西と名古屋の株主に対して訪問している。この記録には個別の株主ごとに、委任状を受け取ったかどうか記載され、また株主買い取りを伺った場合はその結果も書かれている。また、各株主がそれ以外にも質問や意見を述べた場合は、その内容も記載している。訪問した株主の人数と訪問内容の件数が異なるのは、1 人の株主が複数の質問などを行っているからである。訪問時に不在や死亡などが判明した株主(項目「その他」)を除けば、8 割近くの株主が委任状(項目「委任状の送付」)あるいは株式の売却(項目「株式売買(売却の意思有りのみを含む)」)に応じていることがわかる。他方、数名の株主については、廃業という決定に納得がいかない、あるいは、大同生命との関係に疑義を抱いていることを理由に、委任状の送付も株式の売却も拒否している。

史料 9 や表 5 にみられるように、広岡家は加島銀行の整理・廃業に際して、一般株主に対して相当な配慮をしていることがわかる。それにくわえて、広岡家は、骨董品などだけではなく多額の有価証券も提供することで、日銀特融の返済を積極的に行っていることがうかがえる。

史料 11 証(「加島銀行整理関係書類」大同 D3-1)⁴⁷

貴行ニ於テ株式会社加島銀行ニ対スル御融通金ノ担保トシテ、同行ヨリ質権ノ設定ヲ受ケ現ニ御保有相成居候左記株式ハ当社ノ所有ニ係ルモノナル処、当社ハ、総社員ノ同意ヲ得、且株式会社加島銀行監査役ノ承認ヲ得テ右株式全部ヲ株式会社加島銀行ヨリノ借入金債務支払担保トシテ同行ニ提供シ、同行ニ対シ無条件無制限ニ質入処分ノ権限ヲ付与シタルモノニ相違無之候。就而ハ、同行ガ貴行ニ対シ負担セル一切ノ債務ヲ完済スル迄ハ、事由ノ如何ヲ問ハス貴行ニ対シ右株式ノ返還ヲ請求致サバルハ勿論、貴行ニ於テ隨時随意御処分ノ上処分代金ヲ同行ニ対スル御融通元利金ノ弁済ニ御充当相成トモ毫モ異存無之代価其他ニ付些カモ異議申間敷候也

昭和七年二月 日

広岡合名会社

代表社員 広岡恵三

株式会社加島銀行

監査役

日本銀行総裁 土方久徴

1932年2月、加島銀行に対する日銀融通の担保として設定された広岡合名会社が所有する有価証券について、日銀に対して無条件無制限に質入れ処分の権限を付与することとした。加島銀行の日銀の債務を完済するまでに、日銀の任意で処分して借入金の元利金弁済に充ててよいとしている。表6は提供した有価証券の一覧である。備考欄に記載されているように、広岡合名会社所有の有価証券だけではなく、広岡恵三や広岡久右衛門、祇園清次郎など広岡一族関係者が個人的に所有している有価証券も提供していることがわかる。提供した有価証券は株式数にして300,267株、金額(簿価)にして6,315,928円にまで及んだ。以上にみられるように、広岡家は私財を提供して、できる限り一般株主や債権者が損害を被らないように努めたのである。

5. 考察と結論

商法において会社が解散し清算する場合、債権者に対して完済した後に、残余財産が株主に

⁴⁷ 欄外に「控」。

分配される⁴⁸。昭和金融恐慌によって破綻した銀行の多くは預金の切り捨てを行うことによって、預金者の債権は一部放棄された。他方、加島銀行は準備金と日銀特融による融資によって預金を一切切り捨てずに整理を行った⁴⁹。減資を行う場合、その損失分はあくまで各株主は出資分のみ負担するのであって、支配株主だからといってすべてを負担しなくてもよいが⁵⁰、減資における損失について、広岡家は私財を提供し、一般株主に損害を被らないようにした。また、支配株主である広岡家が多数決で決定すればよい廃業について、少数株主である一般株主の自宅に直接訪問し、意見聴取、委任状収集あるいは株式買取を行った。これらの事実は、少なくとも公的秩序以上に私的秩序によって少数株主の権利が保護されていると解釈できる。これは、加島銀行と大同生命が同じ広岡家ブランドの傘下にあることから、加島銀行で下手な債務処理をすれば、広岡家の評判が低下し、ひいては大同生命の信用にもキズがつくためであったと考えられる。1928年時点で加島銀行の再興は望めず、したがって、大同生命の信用を維持し存続させることが、広岡家が生き残るための唯一の道だったのである。

こうした生き残り戦略の一貫として、広岡家は保有する財産を積極的に提供し、また、加島銀行と大同生命が特別な関係ではないことを内外に周知徹底させていったのである。加島銀行の廃業決定について、従業員であった寺田栄一郎は「[前略:引用者]自分は下村、松井両重役に今回の処置[鴻池銀行、野村銀行、山口銀行への分割買取及び廃業決定一引用者注釈]は広岡さんがお家大事の一念から極めて利己的にやられたことでそのために行員が犠牲になった[後略:引用者]」⁵¹と日記で記しているが、こうした従業員の認識は、加島銀行の整理過程における広岡家の行動が、一族の存続のために、金融業者としての評判を維持するためであったことと表裏一体であったといえよう。そして、広岡家による生き残り戦略は、図1の大同生命の保険契約数の推移をみればわかるように、功を奏したのである⁵²。

⁴⁸ 松本(1926)、108頁。判例として、大審院「清算人ハ会社債務完済後ニ非サレハ残余財産ヲ株主ニ分配スルコトヲ得ス」(『株式ニ関スル判例集 上』470-471頁(明治三十五年(ク)一七二號[商法違犯事件ノ決定ニ対スル抗告ノ件]同年六月二十五日民二『棄却』民録八輯六卷一三六頁)。

⁴⁹ 昭和金融恐慌によって休業・破綻を余儀なくされた銀行の大半は預金の切り捨てを行い、大蔵省も預金保護制度の設立に関して銀行経営のモラル・ハザードの誘発などの観点から消極的であった(永廣(2000)、125-130頁)。

⁵⁰ 株主平等の原則は松本[1926]141頁、減資の方法と手続きは松本[1926]195-198頁。

⁵¹ 1929年4月21日(日)『寺田栄一郎日記』

⁵² 結果的には、1949年に日本銀行からの債務を完済した藤田銀行よりも加島銀行の清算過程が長引いてしまった理由については今後の課題としたい。

〈参考文献〉

- 浅木慎一(2003)、『日本会社法成立史』、信山社。
- 麻島昭一(2001)、『本邦信託会社の史的研究』、日本経済評論社。
- 石井寛治・杉山和雄編(2001)、『金融危機と地方銀行—戦間期の分析』、東京大学出版会。
- 石井寛治(2010)、「両替商系銀行における破綻モデル」、粕谷誠・伊藤正直・齋藤憲編『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長期まで』、日本経済評論社、175-203 頁。
- 伊牟田敏充(2002)、『昭和金融恐慌の構造』、経済産業調査会。
- 永廣頭(2000)、「金融危機と公的資金導入—1920年代の金融危機への対応—」、伊藤正直・浅井良夫・霧見誠良編『金融危機と革新—歴史から現代へ』、日本経済評論社、109-138 頁。
- 小川功(2010)、「「ハイリスク選好型」銀行ビジネスモデルの掉尾」、粕谷誠・伊藤正直・齋藤憲編『金融ビジネスモデルの変遷—明治から高度成長期まで』、日本経済評論社、141-173 頁。
- 是永隆文・長瀬毅・寺西重郎(2001)、「1927年金融恐慌下の預金取付け・銀行休業に関する数量分析—確率的預金引き出し仮説 対 非対称情報仮説」、『経済研究』、52 卷 4 号、315-332 頁。
- 高橋亀吉・森垣淑(1968)(1993)、『昭和金融恐慌史』、財団法人清明会出版部(講談社学術文庫)。
- 田中亘(2016)、『会社法』、東京大学出版会。
- 廣岡家研究会(2017)、「廣岡家文書と大同生命文書—大坂豪商・加島屋(廣岡家)の概容—」、『三井文庫論叢』、303-394 頁。
- 星岳雄(1995)、「戦後日本の金融機関と企業の再建整備--大規模な超過債務問題の解決法』、『経済研究』、46(1)、31-42 頁。
- 松本丞治(1926)、『商法大意』、岩波書店。
- 松本丞治(1927)、『会社法講義』、巖松堂書店。
- 宮島英昭・清水真人(2008)、「日本の投資家保護法制の展開—法は金融市場のあり方に影響を与えたか?」、宮島英昭編『企業統治分析のフロンティア』、239-280 頁。
- 山崎廣明(2000)、『昭和金融恐慌』、東洋経済新報社。
- 結城武延(2015)、「近代日本における株主総会と取締役会—3社合併による大同生命設立からオーナー企業へ—」、田中亘・中林真幸編『企業統治の法と経済』、有斐閣、155-185 頁。
- 結城武延(2018)、「昭和金融恐慌と銀行破綻:加島銀行の事例」、『研究年報 経済学』(猿渡啓

子

教授退職記念号)、76(1)、259-270 頁。

横山和輝(2005)、「1927 年昭和金融恐慌下の銀行休業要因」、『日本経済研究』、51、96-116 頁。

Okazaki, Tetsujii; Sawada, Mitsuru; Yokoyama, Kazuki (2005), “Measuring the Extent and Implications of Director Interlocking in the Prewar Japanese Banking Industry”, *Journal of Economic History*, Vol. 65 Issue 4, pp.1082-1115.

Yabushita, Shiro; Inoue, Atsushi (1993), “The Stability of the Japanese Banking System: A Historical Perspective”, *Journal of the Japanese and International Economies*, 7(4), pp.387-407.

〈一次資料〉

『大同生命文書』、大阪大学経済学部歴史資料室所蔵。

『寺田英一郎日記』、大同生命保険株式会社所蔵。

『特別融通書類(加島銀行)』、日本銀行金融研究所所蔵。

[付記] 本稿の執筆に際して、大同生命保険株式会社及び日本銀行金融研究所からは史料閲覧と利用に際して格別のご厚情を賜りました。厚く御礼申し上げます。また、政治経済学・経済史学会春季総合研究会(2018年6月23日、東京大学)においては、粕谷誠氏、石井寛治氏、山崎志郎氏をはじめとして多くの参加者から大変貴重なご助言賜りました。ここに記して改めて感謝申し上げます。本稿は JSPS 科学研究費補助金(基盤(A))課題番号 16H02027 の助成を受けた研究成果の一部である。

表 1 日銀補償法特別融通の融通先銀行

			(単位：千円、%)		
融通先	融通額	構成比	融通先	融通額	構成比
十五	177,000	23.2	第十九	3,000	0.4
昭和	101,932	13.4	下野中央	3,000	0.4
加島	97,322	12.8	磐城	2,984	0.4
藤田	90,464	11.9	関東興信	2,816	0.4
朝鮮	58,000	7.6	十八	2,500	0.3
台湾	38,474	5.0	沖縄興業	2,500	0.3
神田	33,151	4.4	島本	2,193	0.3
若尾	16,724	2.2	鞍手	2,183	0.3
大分合同	14,440	1.9	淡路	2,170	0.3
第二	11,731	1.5	産業	2,100	0.3
横浜興信	10,839	1.4	東京信用	1,625	0.2
第一百七	10,170	1.3	佐賀百六	1,490	0.2
今治商業	7,861	1.0	朝鮮商業	1,300	0.2
漢城	7,639	1.0	八戸	1,265	0.2
盛岡	6,180	0.8	第一合同	1,240	0.2
福島	5,462	0.7	栗太	1,114	0.1
信濃	4,020	0.5	福島貯蓄	1,090	0.1
郡山橋本	3,900	0.5	村山	1,055	0.1
第六十五	3,528	0.5	武蔵野	1,052	0.1
唐津	3,123	0.4	香川	1,002	0.1
七十七	3,000	0.4	雲陽実業	1,000	0.1
			東北実業	1,000	0.1
			小計	744,639	97.7
			その他	17,278	2.3
			合計	761,917	100.0

出所：永廣(2000)、表 4-4(124 頁)より作成。

表2 加島銀行の貸借対照表(1926年上期～1934年下期)

項目	1926年上期		1926年下期		1927年上期		1927年下期		1928年上期		1928年下期	
	金額 (円)	比率 (%)										
資産(計)	238,353,686	100.0	236,766,854	100.0	213,698,292	100.0	205,037,148	100.0	171,990,131	100.0	164,899,364	100.0
現金・預ヶ金	20,448,033	8.6	24,100,438	10.2	22,299,732	10.4	25,048,062	12.2	8,106,110	4.7	7,994,032	4.8
コールローン	6,188,000	2.6	8,470,000	3.6	4,800,000	2.2						
有価証券	43,924,915	18.4	44,470,654	18.8	30,179,108	14.1	30,712,367	15.0	51,320,585	29.8	51,119,686	31.0
割引手形	25,291,504	10.6	24,073,610	10.2	17,508,741	8.2	17,626,143	8.6	11,138,855	6.5	9,860,820	6.0
貸付金	111,357,383	46.7	104,223,905	44.0	105,078,316	49.2	97,786,945	47.7	78,427,050	45.6	76,911,684	46.6
外国為替	6,277,567	2.6	7,472,385	3.2	7,099,756	3.3	8,049,541	3.9	7,680,787	4.5	4,067,340	2.5
他店貸	2,826,117	1.2	3,346,524	1.4	1,832,800	0.9	1,541,112	0.8	801,275	0.5	828,683	0.5
支払承諾見返	4,583,249	1.9	2,699,459	1.1	6,991,524	3.3	6,312,468	3.1	3,718,841	2.2	3,612,093	2.2
動産・不動産	6,131,918	2.6	6,584,879	2.8	6,583,315	3.1	6,635,509	3.2	5,134,128	3.0	4,842,528	2.9
払込未済資本金 (前期繰越繰入)	11,325,000	4.8	11,325,000	4.8	11,325,000	5.3	11,325,000	5.5	5,662,500	3.3	5,662,500	3.4
負債・純資産(計)	238,353,686	100.0	236,766,854	100.0	213,698,292	100.0	205,037,148	100.0	171,990,131	100.0	164,899,364	100.0
預金	183,906,202	77.2	182,345,773	77.0	138,702,008	64.9	140,196,195	68.4	78,941,385	45.9	79,159,945	48.0
借入金					9,779,000	4.6	2,500,000	1.2	64,144,346	37.3	60,388,293	36.6
再割引手形					8,477,621	4.0	5,587,000	2.7				
外国為替	6,280,274	2.6	7,471,684	3.2	7,184,131	3.4	8,034,363	3.9	7,670,044	4.5	3,987,706	2.4
他店借	3,750,670	1.6	4,183,530	1.8	2,390,659	1.1	2,173,400	1.1	1,004,103	0.6	1,169,024	0.7
支払承諾	4,583,249	1.9	2,699,459	1.1	6,991,524	3.3	6,312,468	3.1	3,718,841	2.2	3,612,093	2.2
雑勘定	1,956,600	0.8	1,985,077	0.8	1,398,447	0.7	1,224,967	0.6	1,147,573	0.7	1,055,449	0.6
当期純益金	1,676,692	0.7	1,681,331	0.7	2,174,903	1.0	2,188,755	1.1			163,015	0.1
資本金	30,200,000	12.7	30,200,000	12.8	30,200,000	14.1	30,200,000	14.7	15,100,000	8.8	15,100,000	9.2
法定準備金	6,000,000	2.5	6,200,000	2.6	6,400,000	3.0	6,620,000	3.2	263,839	0.2	263,839	0.2
内 前記繰越金	230,673		242,942		247,581		929,903					
項目	1929年上期		1929年下期		1931年上期		1931年下期		1934年上期		1934年下期	
	金額 (円)	比率 (%)										
資産(計)	79,438,079	100.0	70,028,231	100.0	68,770,110	100.0	68,622,024	100.0	67,211,375	100.0	66,756,759	100.0
現金・預ヶ金	307,363	0.4	110,944	0.2	139,194	0.2	159,830	0.2	28,569	0.0	78,400	0.1
日本銀行へ仮払金									169,000	0.3		
コールローン	1,700,000	2.1										
有価証券	2,066,399	2.6	1,867,475	2.7	1,878,804	2.7	1,845,636	2.7	2,451,444	3.6	2,503,274	3.7
割引手形	1,017,340	1.3										
貸付金	62,730,379	79.0	59,449,368	84.9	57,826,203	84.1	57,458,955	83.7	54,326,491	80.8	53,719,869	80.5
外国為替	1,769,720	2.2	2,141	0.0								
他店貸	19,957	0.0	8,346	0.0								
支払承諾見返	944,117	1.2	7,838	0.0	6,738	0.0						
動産・不動産	2,984,141	3.8	2,635,439	3.8	2,307,552	3.4	2,341,214	3.4	2,336,099	3.5	2,336,099	3.5
払込未済資本金	5,662,500	7.1	5,946,680	8.5	5,662,500	8.2	5,662,500	8.3	5,662,500	8.4	5,662,500	8.5
当期損失金	236,162	0.3	284,180		949,118	1.4	1,153,889	1.7	2,237,272	3.3	2,456,616	3.7
(前期繰越繰入)	71,854		236,162		728,190		949,118		2,022,225		2,237,272	
負債・純資産(計)	79,438,079	100.0	70,028,231	100.0	68,770,110	100.0	68,622,024	100.0	67,211,375	100.0	66,756,759	100.0
預金	3,000,513	3.8	2,115,673	3.0	1,979,799	2.9	1,855,363	2.7	1,717,206	2.6	1,615,644	2.4
借入金	57,562,826	72.5	51,721,683	73.9	50,576,076	73.5	50,491,821	73.6	49,110,912	73.1	48,792,448	73.1
外国為替	1,769,920	2.2	2,141	0.0								
他店借	1,931	0.0	508	0.0								
支払承諾	944,117	1.2	7,838	0.0	6,738	0.0						
雑勘定	60,033	0.1	48,848	0.1	35,361	0.1	36,130	0.1	23,104	0.0	23,850	0.0
仮受金	648,739	0.8	681,539	1.0	722,136	1.1	788,711	1.1	910,153	1.4	874,816	1.3
資本金	15,100,000	19.0	15,100,000	21.6	15,100,000	22.0	15,100,000	22.0	15,100,000	22.5	15,100,000	22.6
法定準備金	350,000	0.4	350,000	0.5	350,000	0.5	350,000	0.5	350,000	0.5	350,000	0.5

出所:「営業報告書」(1926-28年)、「取締役会決議録(日銀へ提出モノ)」(大同7-2)(1929-34)

年)

注 1: 資産(計) = 現金・預ヶ金 + コールローン + 有価証券 + 割引手形 + 貸付金 + 外国為替 + 他店貸 + 支払承諾見返 + 動産・不動産 + 払込未済資本金 + 当期損失金

注 2: 負債・純資産(計) = 預金 + 借入金 + 外国為替 + 他店借 + 支払承諾 + 雑勘定 + 仮受金 + 資本金 + 法定準備金

注 3: 1929 年下期では資産(計)に当期損失金が含まれていなかったため、合算値から除外した

表 3 加島銀行の損益計算書(1926 年上期～1931 年下期)

項目	1926年上期		1926年下期		1927年上期		1927年下期		1928年上期		1928年下期	
	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)
収入(合計)	7,471,494	100.0	7,541,410	100.0	7,856,829	100.0	6,582,087	100.0	6,826,785	100.0	5,313,631	100.0
貸付利息	1,090,599	14.6	1,088,829	14.4	1,065,853	13.6	651,161	9.9	2,862,512	41.9	2,426,947	45.7
割引料	4,198,532	56.2	4,204,234	55.7	3,785,794	48.2	3,457,896	52.5	523,482	7.7	401,334	7.6
手数料	216,519	2.9	174,374	2.3	125,998	1.6	167,227	2.5	134,712	2.0	89,184	1.7
有価証券利息	1,265,665	16.9	1,292,099	17.1	1,325,212	16.9	935,216	14.2	1,008,788	14.8	1,401,641	26.4
株式配当金	45,045	0.6	45,045	0.6	44,435	0.6	34,279	0.5			17,300	0.3
外国為替売買益	23,236	0.3	800	0.0	5,930	0.1	3,442	0.1	6,052	0.1	2,915	0.1
有価証券償還益・売却益	116,764	1.6	190,882	2.5	693,982	8.8	146,022	2.2	124,189	1.8	54,050	1.0
国債価額引上益									733,036	10.7		
所有土地建物売却益					280,847	3.6			323,243	4.7		
土地建物貸賃料									51,213	0.8	33,344	0.6
雑益	84,461	1.1	102,205	1.4	81,197	1.0	56,941	0.9	44,959	0.7	3,833	0.1
滞貸準備金戻入	200,000	2.7	200,000	2.7	200,000	2.5	200,000	3.0	1,014,599	14.9	883,084	16.6
前期繰越金	230,673	3.1	242,942	3.2	247,581	3.2	929,903	14.1				
費用(合計)	7,471,494		7,541,410		7,856,829		6,582,087		23,984,201		5,313,631	
預金利息	4,463,224	77.0	4,648,614	79.3	4,431,023	78.0	3,328,711	75.8	3,293,085	13.7	2,230,473	43.3
借入金利息									1,116,940	4.7	1,925,365	37.4
支払い雑利息・戻し利息									32,734	0.1	17,381	0.3
割引料					6,489	0.1	17,279	0.4	1,672	0.0	1,232	0.0
手数料	11,058	0.2	12,479	0.2	13,902	0.2	15,874	0.4	6,890	0.0	1,995	0.0
滞貸金銷却	23,145	0.4	1,376	0.0	83,510	1.5	18,256	0.4	17,177,675	71.6		
外国為替売買損									3,026	0.0	1,259	0.0
有価証券償還額銷却					29,603	0.5			733,036	3.1	91,754	1.8
建物・什器償還額銷却	6,878	0.1	3,033	0.1	2,982	0.1	46,275	1.1	4,771	0.0	9,842	0.2
土地建物貸賃料									90,102	0.4	76,616	1.5
税金	187,023	3.2	97,671	1.7	116,794	2.1	24,845	0.6	65,997	0.3	63,909	1.2
行員退職慰勞金									299,182	1.2		
給料及手当	572,854	9.9	552,587	9.4	530,359	9.3	522,798	11.9	445,709	1.9	326,240	6.3
営繕費・旅費	13,815	0.2	21,991	0.4	15,024	0.3	6,480	0.1	12,595	0.1	11,634	0.2
雑費・雑損	516,807	8.9	522,329	8.9	452,240	8.0	412,814	9.4	438,056	1.8	230,964	4.5
未經過割引料その他戻し入									262,732	1.1	161,950	3.1
計	5,794,803	100.0	5,860,079	100.0	5,681,926	100.0	4,393,332	100.0	23,984,201	100.0	5,150,616	100.0
当期純益金	1,676,692		1,681,331		2,174,903		2,188,755				163,015	
利益処分	1,676,692	100.0	1,681,331	100.0	2,174,903	100.0	2,188,755	100.0	▲ 23,984,201	100.0	163,015	100.0
法定準備金	100,000	6.0	100,000	5.9	120,000	5.5	220,000	10.1			86,161	52.9
別段積立金	100,000	6.0	100,000	5.9	100,000	4.6	100,000	4.6				
滞貸準備金	200,000	11.9	200,000	11.9	200,000	9.2	200,000	9.1				
配当金	943,750	56.3	943,750	56.1	755,000	34.7	755,000	34.5				
役員賞与金	45,000	2.7	45,000	2.7	35,000	1.6	35,000	1.6				
行員恩給・退職慰勞準備金	45,000	2.7	45,000	2.7	35,000	1.6	35,000	1.6			5,000	3.1
後期繰越金	242,942	14.5	247,581	14.7	929,903	42.8	843,755	38.5			71,854	44.1

項目	1929年上期		1929年下期		1931年上期		1931年下期		1934年上期		1934年下期	
	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)	金額 (円)	比率 (%)
収入(合計)	4,709,972		1,112,609		1,308,462		1,380,572		2,575,346		2,834,439	
貸付金利息	1,918,083	43.6	597,783	72.2	268,179	74.6	134,058	59.1	221,291	65.5	255,955	67.7
有価証券利息	941,752	21.4	48,340	5.8	37,435	10.4	37,761	16.7	40,139	11.9	39,375	10.4
受入雑利息	6,701	0.2	1,017	0.1	2,747	0.8	9,657	4.3	4,791	1.4	3,058	0.8
割引料	252,402	5.7	3,189	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
株式配当金	17,300	0.4	15,485	1.9	21,149	5.9	15,174	6.7	34,958	10.3	47,840	12.7
受入手数料	45,851	1.0	2,139	0.3	88	0.0	55	0.0	36	0.0	14	0.0
有価証券償還益・売却益	273,802	6.2	38,311	4.6	105	0.0	0	0.0	12,446	3.7	0	0.0
国債価額引上益	35,295	0.8	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
土地建物貸賃料	19,986	0.5	31,844	3.8	7,388	2.1	7,292	3.2	6,543	1.9	6,855	1.8
銷却債權取立益	208,108	4.7	81,012	9.8	18,929	5.3	19,313	8.5	13,945	4.1	19,474	5.2
雑益	5,714	0.1	255	0.0	16	0.0	2	0.0	2	0.0	1,022	0.3
未払利息その他戻入	676,961	15.4	9,054	1.1	3,308	0.9	3,371	1.5	3,923	1.2	4,229	1.1
計	4,401,956	100.0	828,429	100.0	359,344	100.0	226,683	100.0	338,074	100.0	377,822	100.0
前期繰越益金	71,854		0		0		0		0		0	
当期損失金	236,162		284,180		949,118		1,153,889		2,237,272		2,456,616	
費用(合計)	4,709,972		1,112,609		1,308,462		1,380,572		2,575,346		2,834,439	
預金利息	1,572,114	33.4	10,634	1.2	3,801	0.7	4,421	1.0	4,287	0.8	4,702	0.8
借入金利息	1,554,469	33.0	664,206	75.8	218,021	37.6	130,904	30.3	266,210	48.1	367,862	61.6
支払雑利息・戻し利息	18,667	0.4	2,120	0.2	158	0.0	665	0.2	2,039	0.4	296	0.0
戻し割引料	3,183	0.1	293	0.0								
支払手数料	2,557	0.1	90	0.0	66	0.0	5	0.0	2	0.0	2	0.0
土地建物什器売却損	351,980	7.5	8,909	1.0			240	0.1				
貸付金銷却					137,816	23.8	136,756	31.7	219,928	39.8	167,443	28.0
株式償還額銷却	35,386	0.8			27,000	4.7	61,781	14.3				
土地建物貸賃料	67,066	1.4	65,966	7.5	6,349	1.1	6,349	1.5	4,849	0.9	4,849	0.8
税金	24,038	0.5	21,077	2.4	114,785	19.8	24,534	5.7	643	0.1	641	0.1
行員退職慰勞金	579,300	12.3										
給料・手当	272,083	5.8	36,794	4.2	27,934	4.8	25,876	6.0	27,893	5.0	23,351	3.9
営繕費・旅費	2,750	0.1	503	0.1	335	0.1	471	0.1	642	0.1	213	0.0
雑費・雑損	195,135	4.1	35,662	4.1	30,791	5.3	24,978	5.8	16,558	3.0	16,407	2.7
未經過割引料その他戻入	31,245	0.7	30,192	3.4	13,218	2.3	14,475	3.4	10,070	1.8	11,402	1.9
計	4,709,972	100.0	876,447	100.0	580,272	100.0	431,454	100.0	553,121	100.0	597,167	100.0
前期繰越損金			236,162		728,190		949,118		2,022,225		2,237,272	
利益処分												
当期損失金後期へ繰越	▲ 236,162		▲ 284,180		▲ 949,118		▲ 1,153,889		▲ 2,237,272		▲ 2,456,616	

出所:「営業報告書」(1926-28年)、「取締役会決議録(日銀へ提出モノ)」(大同7-2)(1929-34)

年)

注 1: 収入(合計) = 貸付金利息 + 有価証券利息 + 受入雑利息 + 割引料 + 株式配当金 + 受入手数料 + 有

価証券売買益 + 有価証券償還益 + 国債価額引上益 + 土地建物賃貸料 + 銷却債権取立益 + 雑益 + 未払利息その他戻入 + 前期繰越益金 + 当期損失金

注 2: 費用(合計) = 預金利息 + 借入金利息 + 支払雑利息 + 戻利息 + 戻割引料 + 支払手数料 + 土地建物什器売却損 + 貸付金銷却 + 株式価額銷却 + 土地建物賃借料 + 雑損 + 税金 + 行員退職恩労金 + 給料 + 手当 + 旅費 + 営繕費 + 雑費 + 未経過割引料その他戻入 + 前期繰越損金

注 3: 当期損失金後期へ繰越 = (貸付金利息 + 有価証券利息 + 受入雑利息 + 割引料 + 株式配当金 + 受入手数料 + 有価証券売買益 + 有価証券償還益 + 国債価額引上益 + 土地建物賃貸料 + 銷却債権取立益 + 雑益 + 未払利息その他戻入 + 前期繰越益金) - 費用(計)

表 4 加島銀行に対する特別融通の承認額(1927年7月25年時点)

承認日	承認限度額(円)	担保	その他
4月18日	5,000,000	有価証券	
4月18日	1,600,000	手形	
4月20日	11,940,000	有価証券	
4月20日	3,580,000	手形	
4月20日	2,800,000	手形	
4月20日	550,000	有価証券・手形	4/18分貸増
4月21日	3,440,000	手形	
4月22日	13,660,000	手形	
4月25日	11,310,000	手形	
4月25日	2,000,000	手形	
5月5日	500,000	手形	
5月6日	700,000	成規外	
5月8日	2,400,000	手形	
5月9日	800,000	商業手形	
5月9日	1,150,000	手形	
5月9日	400,000	阪神急行電鉄株	
5月9日	2,200,000	成規外	
5月9日	1,300,000	加島信託株	
5月9日	5,000,000	台湾銀行コールマネー証書	
5月9日	965,000	大分銀行株	
5月9日	4,000,000	大分銀行支払手形	
5月13日	1,200,000	不動産抵当権付債権	
6月15日	965,000	大分銀行優先株	
6月16日	5,000,000	有価証券・手形	
7月12日	400,000	阪神急行電鉄手形	
7月12日	600,000	大分銀行手形	
7月25日	1,100,000	不明	
合計	84,560,000		

出所:『特別融通書類(加島銀行)』(本店政策委員会資料)日本銀行金融研究所所蔵

表 5 廃業直前における一般株主への訪問

訪問内容	訪問内容件数(合計)	場所/日付(件数)			
		大阪・京都・神戸/1937年4月6日(1)	大阪/1937年4月15日(2)	大阪/1937年4月(3)	名古屋/日付不明(4)
		a=b+c+d+e	b	c	d
整理の進捗状況	14	9		3	2
整理を行っている人員	3	3			
経営状況	2	1			1
定款変更について	2	1			1
株式売買(売却の意思有りのみを含む)	31	19	4	5	3
株式売買の意思なし	18	4	12		2
株式配当・払込み	6	2		1	3
大同生命の業績について	4	3			1
大同生命との関係について	5	5			
加島信託について	1	1			
三光株式会社について	2	2			
委任状の送付(受取のみ含む)	55	35	10	8	2
委任状送付の意思なし	7	1	2	2	2
払戻し請求	2	2			
その他(死亡、住所不在含む)	34	24	8	2	
質問なし	3	2		1	
訪問人数	136	74	36	10	16

出所: (1)「委任状集メニ際シ先方ヨリ質問要旨」「〔委任状集メニ際シ先方ヨリ質問要旨〕」、(2)「〔港区・大正区・浪速区・東成区・西成区・住吉区・天王寺区の株主訪問記〕」、(3)「西区の株主訪問記」、(4)「名古屋市ノ株主訪問」(大同 C7-3～9)

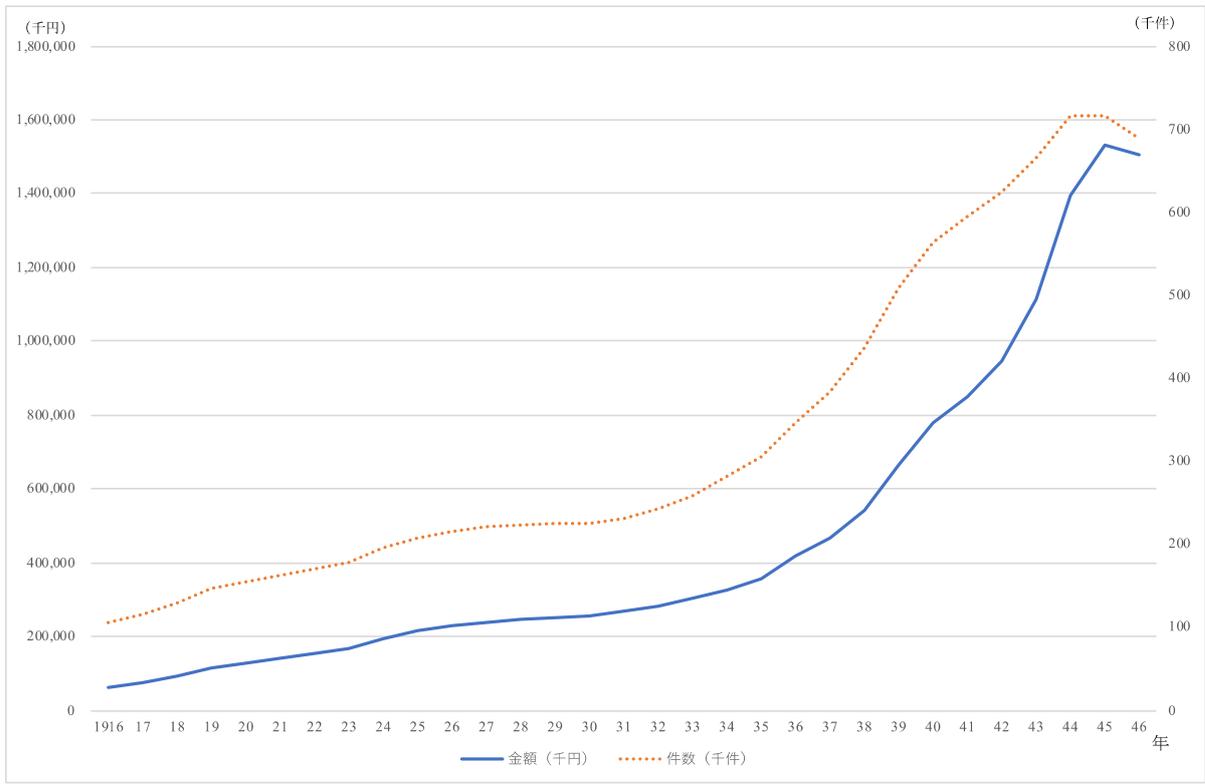
注:複数回答者がいるため、訪問内容の件数と訪問人数は一致していない。

表 6 提供する有価証券の内訳(1932年2月)

銘柄	株数	払込金(1株)	払込額面(円)	備考
日本興業銀行株	832	50	41,600	
鴻池信託株	500	12.5	6,250	
安田信託株	500	12.5	6,250	
住友信託株	500	12.5	6,250	
大阪海上火災保険株	100	27	2,700	広岡久右衛門
大阪海上火災保険新株	1,800	12.5	22,500	
大阪堂島米穀株	4,202	50	210,100	
大阪堂島米穀新株	372	25	9,300	
京阪電気鉄道株	947	50	47,350	
京阪電気鉄道第三新株	947	20	18,940	
京阪電気鉄道第四新株	631	10	6,310	
阪神電気鉄道株	4,412	50	220,600	
阪神電気鉄道新株	735	12.5	9,188	
大阪電気軌道株	1,514	50	75,700	
大阪電気軌道株	1,211	50	60,550	
大阪電気軌道第三新株	2,043	25	51,075	
南海鉄道株	3,938	50	196,900	
南海鉄道十一新株	4,438	25	110,950	
南海鉄道十五新株	3,284	15	49,260	
東京電燈株	2,000	50	100,000	
大阪瓦斯株	1,004	50	50,200	
大日本紡績株	425	50	21,250	
東洋紡績株	100	50	5,000	
合同毛織株	1,624	50	81,200	
日本レイヨン株	45	20	900	
日本郵船株	110	50	5,500	
日本郵船新株	487	12.5	6,088	
大阪商船株	780	50	39,000	
大阪商船新株	700	12.5	8,750	
大阪窯業セメント新株	646	40	25,840	
大日本人造肥料株	2,106	50	105,300	
大日本人造肥料新株	1,053	12.5	13,163	
白木屋株	300	50	15,000	広岡恵三
鐘淵紡績株	1,300	50	65,000	
鐘淵紡績新株	750	12.5	9,375	
木津川土地運河株	1,000	25	25,000	
日本無線電信株	1,500	25	37,500	
東洋紡績株	350	50	17,500	
日本染色株	5,000	28	140,000	
昭和銀行株	1,400	12.5	17,500	
日本共立火災新株	300	12.5	3,750	
東京火災株	400	12.5	5,000	広岡久右衛門
日本火災株	340	20	6,800	広岡久右衛門
大同生命保健会株	1,000	25	25,000	吉井伸助50株、加輪上勢七750株、星野行則50株、祇園清次郎50株、広岡久右衛門50株、広岡恵三50株
瀬戸内海横断電力株	900	25	22,500	
大阪瓦斯株	1,004	50	50,200	
神戸瓦斯株	48	50	2,400	
東洋汽船新株	100	25	2,500	
ラザ島燐礦株	40	50	2,000	西尾貞次郎
ラザ島燐礦新株	24	17.5	420	西尾貞次郎
大阪窯業株	1,050	20	21,000	内 広岡恵三81株
大阪窯業セメント株	706	50	35,300	内 広岡恵三360株
大阪窯業セメント新株	60	40	2,400	広岡恵三
電気化学工業株	800	50	40,000	内 広岡恵三200株
電気化学工業新株	800	12.5	10,000	
白木屋株	1,300	50	65,000	広岡恵三
大阪タクシー自動車株	400	50	20,000	
大阪毎日新聞社株	136	100	13,600	
大阪ホテル株	100	50	5,000	
大阪ホテル新株	500	25	12,500	
鐘淵紡績株	206	50	10,300	
鐘淵紡績新株	212	12.5	2,650	
阪神急行電鉄株	1,020	50	51,000	内 広岡久右衛門220株
東京電燈株	102	50	5,100	
日本眞珠株	20	50	1,000	星野行則
日本眞珠優先株	10	50	500	
日興証券株	2,000	12.5	25,000	
金福鐵路公司株	800	25	20,000	
海外興業新株	40	37.5	1,500	
大分合同銀行第一優先株	900	50	45,000	
第十九回勸業債券			20	
神戸不動産株	100	50	5,000	
神戸不動産新株	150	20	3,000	野間正雄
弘益殖産株	19,400	50	970,000	祇園清次郎5000株、片岡光一1800株、谷村良太3000株、川岸愛三郎2300株、増山富次5500株、清水元次郎900株、日下部貞男900株
単式印刷株	500	50	25,000	
加島屋株	150	20	3,000	
大信汽船株	1,105	35	38,675	
京阪電鉄新株	490	30	14,700	
神明自動車株	77	50	3,850	
大社宮島鉄道株	500	15	7,500	
大同生命保険株	202	50	10,100	
加島信託株	1,050	12.5	13,125	
大同生命保険株	5,419	50	270,950	
加島信託株	200,220	12.5	2,502,750	祇園清次郎2000株、広岡松三郎4170株、広岡久右衛門5000株、星野行則1800株、広岡恵三4800株、加輪上勢七2000株、平澤眞1800株、松井萬縁1800株
合計	300,267		6,315,928	

出所:「加島銀行整理関係書類」大同 D3-1

図 1 大同生命における保険契約の推移(年末現在)



出所:「第3章 諸統計 1. 保険契約増減表(1)株式会社」、『大同生命七十年史』、464-465頁。